

大村市物価高騰対策 事業継続支援給付金

物価高騰の影響により、厳しい経営環境に置かれている市内の
中小企業者や個人事業主等を支援します。

従業員等数	1~5人 ↓	6人~20人 ↓	21人以上 ↓
給付金の額	30,000円	50,000円	70,000円

「従業員等数」は、令和7年2月1日時点における市内の各事業所に勤務(常勤)する
雇用保険の被保険者数。経営者(代表者)は本店(本社)の人数に含むものとする。

対象者

- ✓ 令和7年2月1日以前から継続して大村市内で事業を行っている者
- ✓ 大村市内に本店(本社)を有する法人又は大村市に住民票を有する個人事業主
(※農業、漁業を除く)
- ✓ 市税を滞納していない者
- ✓ 県・市が実施する物価高騰関連の支援金・給付金を令和6~7年度に受給・申請し
ていない者

申請受付期間

令和7年3月3日(月)~令和7年5月30日(金)

※受付期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

詳しい対象者や提出書類については「**交付要領**」をご確認ください。

申請・お問い合わせ

大村市商工振興課

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番

TEL:0957-53-4111(内線248)

MAIL:syoukou@city.omura.nagasaki.jp

WEB・郵送でも申請できます。

WEBからの申請はこちら

